

第4次地域福祉計画 取組概要

施策1 地域共生のための生活困窮者自立支援の体制整備

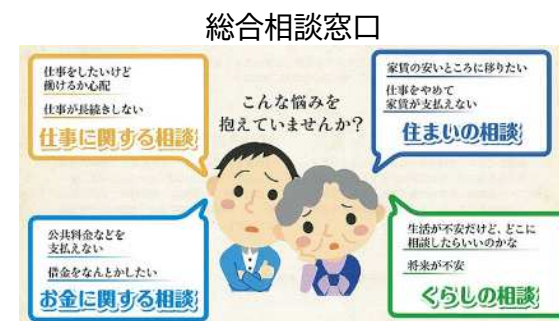
推進方針 ①複合的な課題を抱える世帯の支援を進めるために、関係機関が連携できる体制と仕組みを構築します。

②多様な人が社会参加できる場をつくり、生活困窮者への理解等環境の充実を図ります。

③地域の身近な相談者（民生委員・児童委員等）や総合相談窓口をはじめとした各種相談窓口の継続的な周知と、相談窓口の機能充実に取り組みます。

取組概要

- ・総合相談窓口を設置し、福祉何でも相談としてさまざまな相談ごとを受けており、必要に応じて、適切な窓口へのつなぎと生活困窮者自立相談支援機関での継続支援を実施している。
- ・毎月1回開催の総合相談連絡会等を活用し、様々な支援機関の役割を理解する機会を設ける等、相談機関間の相互理解、支援に向けた協力関係の構築に努めている。
- ・関係部局において、対象になると思われる方について、福祉部局や社会福祉協議会との協働による支援や各種相談の周知などに取り組んでいる。
- ・こども家庭・保健センターでは、妊娠期から出産、育児、成人、高齢者に至るまで、より早期に問題を把握し支援に繋ぐ、一貫した切れ目のない支援を実施している。



課題	R7年度の新たな取組等	R8年度以降の方向性
・社会参加を意識した支援の視点について、関係機関や専門職に一層広めていく必要がある。 ・総合相談窓口をはじめ、各相談窓口の存在を知らない市民も存在するため、効果的な周知・啓発の方法を検討することが必要である。また、本人が相談に行く意思を持たないケースもある。	・【重層】毎月実施している総合相談連絡会のうち、3か月に1回を多機関協働支援会議として実施しており、専門職が圏域ごとの特性等もふまえた支援につなげていくことができるよう、圏域ごとに開催し、メンバー構成や事例検討についても各圏域を意識した内容とした。 ・【重層】複合多問題ケースや主たる支援者がいないケースへの多機関協働支援会議（随時型）の活用を関係機関に対し周知を継続した。	・複合的な課題を抱える世帯の支援に向け、重層的支援体制整備事業の研修や総合相談連絡会等を通じて、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を意識し、多機関協働による包括的な支援体制の強化を検討する。 ・市ホームページや各種媒体に加え、様々な機会を活用しながら、相談窓口の周知し、支援につなげていく。

第4次地域福祉計画 取組概要

施策2 地域連携ネットワークづくりとしての権利擁護支援

- 推進方針**
- ①重層的支援体制整備事業と権利擁護支援の一体的な支援体制を整備します。
 - ②権利擁護のための地域連携ネットワークの構築と人材育成に取り組みます。
 - ③高齢者、障がいのある人、児童、DV、触法者など様々な対象者の権利侵害の防止や対応の充実に取り組みます。
 - ④成年後見制度の利用や福祉サービス利用援助事業の活用を促します。

取組概要

- ・権利擁護の普及や啓発、権利擁護支援の人材育成等を目的に、各種研修を実施している。
- ・成年後見制度利用支援事業を実施し、利用者に対し助成等を行っている。
(障がい R3: 7件、R4: 14件、R5: 5件、R6: 11件、R7: 11件)
(高齢 R3: 24件、R4: 23件、R5: 25件、R6: 21件、R7: 24件)
- ・毎年、市民向けに様々なテーマで権利擁護フォーラムを開催し、権利擁護の普及啓発を図っている。
- ・権利擁護支援センターにおいて権利擁護専門相談のほか、専門的支援の提供や介護サービス相談員派遣事業、障がい者福祉施設等相談員派遣事業を実施するとともに、法人後見、市民後見、後見監督などの後見業務を推進している。
- ・DV被害者からの相談や一時保護などの際には、必要に応じて関連部署や関係機関と連携して支援を行っている。

研修

行政等初任者向け権利擁護研修	30名
障がい福祉サービス等従事者向け虐待防止研修	46名
権利擁護支援者養成研修	15名

課題

- ・成年後見制度利用支援事業について、認知度としては低いと思われる。
- ・通報に至っていない潜在的な虐待の可能性がある。
- ・相談支援に携わる職員向けの研修や人材育成の体系化が必要である。

R7年度の新たな取組等

- ・施設従事者による各虐待対応マニュアルを実務により即したものとなるよう改訂を進めた。
- ・関わり困難ケースへの支援充実に向け、支援の糸口チェックシートの作成を行い、普及啓発した。
- ・相談支援における研修の現状把握に向け、各分野へのヒアリングや支援の悩みを発散する会議を開催し、その結果を踏まえて、プロジェクトチームを発足し、研修のあり方検討を実施した。

R8年度以降の方向性

- ・虐待対応にあたる関係機関の相談員や行政職員に向け、研修を引き続き実施し、高齢者・障がい者を権利侵害から守るための虐待対応の質の向上を目指す。
- ・研修のあり検討プロジェクトチームで、相談援助職の目指すべき人材像の共有や必要なスキル等を検討した結果に基づき、各種研修の整理を行い、各分野・組織での研修の実施につなげていく。

第4次地域福祉計画 取組概要

施策3 地域づくりの拠点としての保健福祉センターの機能強化

推進方針 ①多様な活動の拠点としての環境整備に努めます。

②地域における福祉人材・サポーター養成を推進するため、情報を集約・発信します。

③社会福祉協議会を中心とした関係機関と連携して、地域で活動する人の支援や活動に参加しやすくするための取組を充実します。

取組概要

- ・保健福祉センターのエントランスホールがだれもが集える場となるよう、エントランス・コンサートを実施しており、さらに手話歌を取り入れることで、手話や福祉センターに親しみを持ってもらえるよう取り組んでいる。
- ・エントランスパネル展を実施し、センター内の各機関が開催している事業や講座の周知・利用促進を図っている。
- ・こども家庭・保健センターにおいて、妊娠期から18歳までの子どもと保護者を対象に、必要に応じて障がい相談や生活困窮などの関係機関とも連携しながら相談・支援を行っている。
- ・福祉人材の育成に向け、認知症サポーター養成講座、権利擁護支援者養成研修、ボランティア養成講座、ファミリー・サポート・センター協力会員養成講座などの開催に加え、福祉団体やボランティアグループの活動拠点としてボランティア活動センターの運営を行っている。
- ・健康づくりの場、社会参加の場となるよう、運動室の一般開放や水浴訓練室の開放事業を行うとともに、障がいのある方の就業体験やひとり一役活動の受入れ、「健康ポイント」事業への参加、貸室事業など、地域の保健福祉の拠点としての取組を進めている。



課題	R7年度の新たな取組等	R8年度以降の方向性
・新たな担い手の参加や、まちづくりや市民活動との連携を踏まえた情報収集や発信が課題である。 ・福祉センター機能を活用したセンター内の各事業所の周知について、継続して検討する必要がある。	・社会福祉協議会において夏休みこども点字教室を開催した。 ・センター内において、就労準備支援事業と企業との連携による就労体験機会の拡充に取り組んだ。 ・センターで毎年実施している防災訓練を防災安全課と連携して関係機関の参加のもと、実施したことに加え、災害ケースマネジメントの講演を行った。	・地域住民が興味・関心等からまちづくりに関わられるような講座やワークショップを開催する。 ・各種事業を継続実施してセンターの周知を図るとともに、令和7年度は大規模修繕のため実施を見送った保健福祉フェアを開催する。 ・継続して防災訓練を実施するとともに、災害ボランティアセンター開設に関し、社会福祉協議会と連携して訓練内容・実施方法を検討する。

第4次地域福祉計画 取組概要

施策4 地域共生推進に向けた庁内連携の強化

- 推進方針 ①庁内の地域共生の取組を推進するため、各相談支援機関を所管する関係各課との連携体制を構築します。
- ②各附属機関で扱う議題や協議内容を集約し、課題の包括化に取り組みます。
- ③個別支援・地域づくりを意識した人材育成を進めます。

取組概要

- ・総合相談窓口の機能充実と連携深化に向け、月1回開催される総合相談連絡会において、相談内容の周知や意見交換を実施している。
- ・ケース対応等で適宜関係機関と会議の実施や、当事者に必要な手続きがある場合に所管課を案内するなど課題解決に向けた支援を行っている。
- ・権利擁護の普及・啓発、権利擁護支援の人材育成等を目的に、各種研修を実施している。
- ・そのほか、市民参画協働推進会議や、関係機関間での共通の地域課題を検討する会議の実施などを通じて意見交換を行っている。



課題

- ・地域共生社会の実現に向けた庁内関係課との目的の共有、連携強化を図る必要がある。
- ・縦レビュー会議における地域課題の抽出において、福祉分野や支援者の視点の違いにより共通する地域課題の抽出が困難である。

R7年度の新たな取組等

- ・福祉業務基礎研修の対象を全課対象とするとともに、福祉 SOS ゲームを活用することで、他分野の事業内容の理解と連携の強化を図った。
- ・相談支援における研修の現状把握に向け、各分野へのヒアリングや支援の悩みを発散する会議を開催し、その結果を踏まえて、プロジェクトチームを発足し、研修のあり方検討を実施した。

R8年度以降の方向性

- ・適切な支援につなげられるように、各窓口での支援の必要性に気付いたり、庁内連携の強化につながるよう各種研修を実施する。
- ・研修のあり検討プロジェクトチームで、相談援助職の目指すべき人材像の共有や必要なスキル等を検討した結果に基づき、各種研修の整理を行い、各分野・組織での研修の実施につなげていく。

第4次地域福祉計画 取組概要

施策5 計画進行（管理）のプラットフォームの設置（庁外連携を視野に）

推進方針 ①地域福祉部会による地域福祉計画の評価等に基づき、地域福祉推進協議会を中心に、関連する会議体や取組と一体的に活動の実践に取り組みます。

②多様な主体が関わる協議体間の連携ネットワークの構築に向け、地域発信型ネットワークの仕組みの再構築を検討します。

取組概要

- ・福祉のまちづくり委員会及び多機関協働推進委員会において、地域づくりや多機関協働、生活困窮等における各事業の取組報告や意見交換等を実施している。福祉のまちづくり委員会では、民間も含めた関係機関と福祉課題を共有したり、地域にある居場所や地域活動の活用について協議を行う。その内容も含め、社会福祉審議会地域福祉部会で地域福祉計画全体を進行管理する。
- ・小学校区、中学校区、全市で地域住民と専門職が協議・協働し、地域課題解決のために取り組めるよう、地域活動のネットワークづくりについて、仕組みの再構築を検討している。

課題	R7年度の新たな取組等	R8年度以降の方向性
・地域活動のネットワークづくりにおいては、小学校区や中学校区での開催状況が充実しておらず、課題意識の差等もあるため、会議運営の見直しが必要になっている。 ・個別支援のみ実施している職員が、地域支援を我が事と捉えられるよう、市民や専門職との協働の重要性やその仕組みについて学ぶ必要がある。	・福祉のまちづくり委員会において地域でのつながりづくり等の意見交換を継続して実施することで、芦屋の地域福祉の目標として「孤立しない・させないまちづくり」を目指すことを共有した。また各委員会間の進捗状況を共有することで委員会間の連携も図りながら、多機関協働、参加支援、地域づくり支援の取組を進めている。 ・地域活動のネットワークづくりに向けて、社会福祉協議会を中心に、中学校区を対象としたプラットフォーム「縁ノ場」を開催し、専門職と地域活動者の交流や情報交換等を行った。	・福祉のまちづくり委員会においては、地域づくり支援と参加支援に関する取組について、多機関協働推進委員会においては、多機関連携の下、相談支援、参加支援に関する取組について意見交換等を行っていく。 ・地域住民と専門職の協働に向け、地域課題解決に取り組めるよう、地域活動のネットワークについて検討していく。

第4次地域福祉計画 取組概要

施策6 全世代が自由に参加・交流できる拠点プログラムづくり

推進方針 ①子ども・若者、子育て中の人、障がいのある人や認知症の人などあらゆる人が自由に参加できる居場所等の拠点の整備に取り組めます。

②民生委員・児童委員や福祉推進委員、自治会、老人会、子ども会など、多くの地域住民が参加・交流することで、新たな社会資源が生まれる仕組みづくりに取り組めます。

取組概要

- ・社会福祉協議会において、いつでも誰でも集える居場所を目的に、プラスワン福祉基金を活用して「プラスワン打出浜ブーケ」、「プラスワン岩園ひまわり」、「プラスワン三条えがお」を開所している。
- ・芦屋市の障がい福祉に関することが分かる「まると説明会」を開催している（参加者 R5：281人、R6：223人、R7：235人）。
- ・子育てセンターとして、各地域で就学前の親子の居場所として事業を実施。
- ・地区集会所では、地域のつながりの拠点として様々なプログラムを、あしや市民活動センターでは、全世代が自由に参加できる事業を実施。
- ・公園を利用した地域住民が参加、交流するイベントに対して、公園利用申請に関する相談を随時受け付けている。

課題	R7年度の新たな取組等	R8年度以降の方向性
・以前までの居場所の現状分析により、既存の居場所の活用や分野ごとに適した居場所の創設が必要であると考えられ、分野間の情報共有・連携等を行ったうえでの「居場所の周知、共有、創設」に向けた取組の検討が必要である。	・多機関協働推進委員会のプロジェクトチームとして「居場所プロジェクト」を構成し、各分野の関係者と居場所に関する現状の共有や今後の取組等について協議した。居場所につなげたり、情報提供、情報交換などがスムーズにできるネットワークづくりが必要であることから、総合相談連絡会と協働し、居場所情報の共有や居場所の意義や悩みについて話ができる機会を設けた ・社会福祉協議会において、プラスワン福祉基金を活用した居場所について、地域における認知度向上、より多く地域住民による活用を意図して開所日数を増加。	・多機関協働支援会議（定例型、年1回）に、居場所ネットワークの機能を持たせ、各分野の専門職同士や、地域支え合い推進員が顔の見える関係性を築くとともに、居場所の情報共有や意見交換ができる場にしていく。 ・地区集会所を多世代が参加・交流できる拠点として、利用者のニーズに沿った取組を実施する。

第4次地域福祉計画 取組概要

施策7 地域の力を生かした新たな就労プログラムづくり

推進方針 ①市内の企業・団体・社会福祉法人等と、社会的に孤立している人の就労の場の確保に取り組めます。

②市内の企業・団体・社会福祉法人等と、社会的に孤立している人などが活動に取り組むことで対価を生み出せる活動を検討します。

取組概要

- ・社会参加推進事業を就労準備支援事業と一体的に実施し、ひきこもりの人や仕事が長続きしない人、社会的に孤立している人などを対象に、寄ってカフェや畑作業、つどい場くろまつ、めーむひろばでの就労体験などに取り組んでいる。
- ・障害者就業・生活支援センターにおいて、障がいのある人の就労に関する相談事業を実施している。
(相談回数 R3:1,429回、R4:1,786回、R5:1,878回、R6:1,765回、R7:1,600回)
- ・シルバー人材センターと連携することにより高齢者の社会参加・活躍の場を確保及び地域貢献となるように支援している。

就労に関する相談窓口



課題

- ・企業・団体等と連携し、就労が困難な状況にある人や社会的に孤立している人たちが、体験や参加できる多様なプログラムの創出や居場所の充実が必要である。
- ・就労体験等の支援が必要と思われる社会的に孤立している人の把握が難しい。
- ・社会情勢の変化に応じて在宅勤務ができるようになるなど就労の形も変わってきているため、変化に対応できる相談支援ができるようにする必要がある。

R7年度の新たな取組等

- ・社会参加推進事業において、対象者が社会への興味を持てるよう、「おさんぽビンゴ」を実施。自分たちで作成したビンゴの内容を街で探しながら散歩することで、街の多様な場所や人と接点を持つとともに、ゲームを通じて対象者同士の交流にもつながった。
- ・社会福祉協議会において、赤い羽根共同募金配分金を活用した就労体験事業を新たに実施した。

R8年度以降の方向性

- ・就労体験等の機会創出において協働可能な企業・団体と協議し、就労が困難な状況にある人とのマッチング等を進める。
また、就労が困難な状況にある人や社会的に孤立している人たちが、体験や参加できる多様なプログラムの創出や居場所の充実を検討する。
- ・障害者就業・生活支援センターにおいて、障がいのある人の就労に関する相談事業を実施していく。

第4次地域福祉計画 取組概要

施策8 地域支え合い推進員とともに取り組む地域活動の推進

推進方針 ①地域支え合い推進員と地域住民がともに、地域活動の運営に取り組みます。

②地域支え合い推進員と地域住民がともに、地域活動の運営を通して、地域づくり人材として成長できる仕組みづくりに取り組みます。

③地域支え合い推進員と地域住民がつながり、地域課題を共有することで、地域の中での話し合いが新たな活動展開につながるよう取り組みます。

取組概要

- ・地域支え合い推進員が、地域資源の把握や地域住民による生活支援の担い手の養成、新たな地域資源の発掘・開発等により、日常生活上の多様な支援体制を充実・強化し、地域共生社会を推進する。
- ・地域支え合い推進員と社会福祉協議会地区担当ワーカーの協働による、住民主体の地域活動の支援を進めている。

地域支え合い推進員通信



課題

- ・地域資源の把握や活動者支援が主であり、身近な地域で支え合いを話し合う場への関わりが不十分である。
- ・地域支え合い推進員と地域住民による地域活動や、地区福祉委員会等と協働した協議体のあり方と運営の見直しが必要である。
- ・地域支え合い推進員と社会福祉協議会地区担当ワーカーの役割を明確にしたうえで、全体的な展開のビジョンを持ち、デザインする必要がある。

R7年度の新たな取組等

- ・地域活動団体の交流や活動における悩みの共有などの情報交換を目的に、市内のつどい場を対象とした「つどい場交流会」を2回開催した。
- ・社会福祉協議会において中学校区における地域活動者と専門機関のプラットフォーム「縁ノ場」を開催した。
- ・地域支え合い推進員間の連携促進のためのプラットフォームの創設と運営を行った。

R8年度以降の方向性

- ・地域で支え合いを話し合う場の一つとして、地域支え合い推進員が地区福祉委員会へ関わっていく。
- ・福祉のまちづくり委員会における地域活動者等からの意見を実践につなげ、その成果を委員会で報告するサイクルを意識しながら、企画段階から関わり、地域活動の推進につなげていく。
- ・一層・二層地域支え合い推進員の連携を促進する。

第4次地域福祉計画 取組概要

施策9 地域発信型ネットワークをもとにした地域活動のネットワークづくりの推進

- 推進方針**
- ①小学校区より小さい単位で、地域住民や地域で活動する人、専門職等が出会い、興味・関心、解決したい課題などをテーマについて話し合い、新たな何かが生み出されるプラットフォームづくりに取り組んでいきます。
 - ②全市域における地域ケアシステム検討委員会で、地域共生社会の実現に向けた包括的相談支援体制や地域づくり、参加支援について、重層的な仕組みづくりに取り組んでいきます。
 - ③中学校区福祉ネットワーク会議のあり方について検討します。

取組概要

- ・小学校区、中学校区、全市で地域住民と専門職が協議・協働し、地域課題解決のために取り組む。
- ・住民の主体性を喚起するネットワークを再構築するべく、既存の協議体や会議体を分析し、会議スタイルの見直し等への側面的なアプローチを行う。
- ・福祉のまちづくり委員会において、民間も含めた関係機関と福祉課題を共有したり、地域にある居場所や地域活動の活用について協議する。

課題	R7年度の新たな取組等	R8年度以降の方向性
・小学校区や中学校区でのネットワークにかかる会議の開催状況が充実しておらず、課題意識の差等もあるため、効果的な実施に向け、会議運営の見直しが必要になっている。 ・生活援護課では個別支援が中心であり、地域支援や参加支援の視点が浸透しづらいため、地域福祉の取組を課内に浸透させていく必要がある。	・「芦屋市のエリアごとの地域づくりのための協働ネットワーク構想」をつくり、それらをもとにして地域支え合い推進員とともに進め方を共有した。 ・地域活動のネットワークづくりに向け、社会福祉協議会を中心に、中学校区を対象としたプラットフォーム「縁ノ場」を開催し、専門職と地域活動者の交流や情報交換等を行った。	・地域住民と専門職が協働して地域課題解決に取り組めるよう、関係者への説明と各種ネットワークにおける会議の試行的実施を進めながら、地域活動のネットワークについて検討していく。

第4次地域福祉計画 取組概要

施策10 社会福祉法人・民間事業者による社会貢献プログラムの推進

- 推進方針 ①高齢、障がい、児童などの分野別の社会福祉法人や民間事業者等が、共通の地域生活課題について話し合う場をつくり
ます。
- ②社会福祉法人や民間事業者等が地域住民とともに、地域生活課題の解決に向けて取り組むことができる環境の整備を行います。

取組概要

- ・社会福祉法人に対する指導監査や、社会福祉法人から提出される現況報告書及びチェックリストにおいて、地域における公益的な取組の実施状況を確認、助言している。
- ・地域サポート施設間の連携により、福祉施設の地域へ向けた社会貢献活動の取組を実施している。
- ・芦屋市社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネットあしや）内に実務者会を組織し、継続的協議と具体的プログラムを開発している。
- ・市内の事業所・障がい者団体に属されている方が中心となった「まるっと説明会実行委員会」や「障がい児・者作品展実行委員会」を通して事業所間の連携を深めている。
- ・障害者雇用奨励金制度を実施し、障がいのある人を雇用している事業主への助成をすることで、就労支援を行っている。

	R5	R6	R7
まるっと説明会実行委員会参加団体	29	31	31
障がい児・者作品展実行委員会参加団体	25	21	21

課題	R 7年度の新たな取組等	R 8年度以降の方向性
各社会福祉法人の職員のモチベーションを高めるための工夫が必要である。	・ほっとかへんネットにおいて、こどもの社会的孤立の防止を目的に、こどもの居場所「ほっと屋」の継続実施。 - また、社会福祉法人の認知度向上等を目的に「ほっと屋カード」を制作。カードラリーの開始。 ・重層的支援体制整備事業において設置した多機関協働支援会議への社会福祉法人職員の参画の推進。	・ほっとかへんネットを通じて特に子育て、教育関連分野とのさらなる連携強化を図る。 ・引き続き事業所間の連携が深まるよう、「まるっと説明会実行委員会」「障がい児者作品展実行委員会」を立ち上げていく。 ・指導監査等により、地域における公益的な取組の実施状況の確認や助言を行う。

第4次地域福祉計画 取組概要

施策11 ボランティア活動支援と福祉学習の充実

- 推進方針**
- ①ボランティア団体や個人ボランティアの相談を受け、困りごとを解決するための支援を行います。
 - ②ボランティア活動への参加につながるような、ボランティア養成講座やプログラム開発を行います。
 - ③福祉学習に取り組みやすいよう、普及・啓発に取り組みます。
 - ④誰もが気軽に福祉学習に参加したくなる仕組みづくりに取り組みます。

取組概要

- ・ボランティア団体への助成金やボランティアセンターの備品、会議室の利用支援等によりボランティアグループの支援を行っている。
- ・関係機関と連携し、ニーズに応じたボランティア養成講座を開講し、ボランティアを育成している。
また、リードあしやにおいて、各ボランティアの募集及び実施を行っている。
- ・各学校からの依頼に基づき、福祉学習（車いす・アイマスク体験、視覚障がい・肢体障がい・聴覚障がい当事者の講話）を実施している。
- ・意思疎通支援研修を実施し、障がい理解の場を提供している。



課題	R 7年度の新たな取組等	R 8年度以降の方向性
・学校からの依頼に基づいた福祉学習を実施しているため、全校実施に至っていない。また、広く地域住民が参加できる福祉学習の実施が必要である。 ・ボランティア活動者が固定化する方向にあり、担い手や後継者不足の問題がある。	・ほっとかへんネットの協力による、中学生を対象とした専門職による講話による講話を実施。 ・夏休みこども点字教室を開催した。 ・福祉学習を新たに小学2年生向けに実施した。	・学校での福祉学習での取り組みから、地区福祉委員会での学習の機会を実施する。 ・ボランティアグループの活動紹介を積極的に行い、活動者の増加に努める。 ・ひとり一役活動と連携した活動を進める。 ・コミュニティ・スクール連絡協議会、学校支援ボランティア連絡会で情報共有や支援内容のニーズ把握に努める。

第4次地域福祉計画 取組概要

施策12 地域福祉アクションプログラム推進協議会の活動の推進

- 推進方針 ①活動をしてみたいと思っている人が、気軽に無理なく活動を始められるよう、活動の支援ができるプラットフォームづくりを進めます。
- ②小中高の児童生徒やその保護者も参加した活動を充実させるため、教育委員会や学校園とも協働した活動を企画・実施していきます。
- ③コロナ禍におけるICTを活用したオンラインでの活動と参集型の活動を企画・実施していきます。
- ④高校生や大学生など若者との協働で、情報発信や活動のPRを充実させます。

取組概要

○市民・社会福祉協議会・行政が協働し、以下のような市民発案の具体的活動に取り組んでいる。

- ・自治会等との協働による市内各所へのベンチの設置、
- ・地域でのスマホカフェの実施、
- ・自治会による落ち葉でやきいもイベントについての協働、
- ・「この町がすき」の手話歌の披露・幼稚園での練習訪問、
- ・人と人とのつながりを広げる活動をしている団体を表彰する「アクションアワード」の開催

スマホカフェ



課題

- ・設置者の経費的な設置等がネックになりベンチの設置が進まない。
- ・スマホカフェの依頼が増え、学生ボランティア、一般のスマホサポーターでは対応ができなくなったことと、職員の負担も増加している。
- ・新たな市民委員の参加

R7年度の新たな取組等

- ・この町がすきプロジェクトで、保育所、こども園に練習訪問を実施した。
- ・保健福祉フェアが開催されなかったため、アクションアワードを単独で開催した。

R8年度以降の方向性

- ・新たなメンバーが加わるよう、各プロジェクトの周知啓発を行う。
- ・市民の「こんなことがしたい」をプロジェクト化できるように検討する
- ・ベンチプロジェクトの助成基準の見直しを行う。

第4次地域福祉計画 取組概要

施策13 ちょっとした支え合いの仕組みの充実

- 推進方針 ①ひとり役活動推進事業における活動場所の拡大、活動内容の充実を図ります。
 ②近隣同士の交流や支え合いが芽生える仕組みづくりを企画・実践していきます。
 ③支え合いの仕組みに参加する活動意欲の維持と意識の向上を図り、新たな支え合いの活動に発展するよう支援します。

取組概要

- 介護保険施設等や高齢者等の居宅におけるボランティア活動その他の社会的活動を通じて、地域での支え合いの体制づくりの推進を図るため、「ひとり役活動推進事業」を実施している。

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
ひとり役ワーカー登録者数（人）	69	76	91	97	115
ひとり役活動受け入れ機関登録数（か所）	28	30	34	39	49

- ボランティア活動センターとひとり役活動推進事業とが連携し、さまざまなボランティアニーズに応える取組を実施している。
- 市内事業所が作成した授産品を販売する「つながるマルシェ」を立ち上げ、地域住民との交流を図っている。
 （市内3店舗で実施、R4：1回、R5：2回、R6：8回、R7：9回）



課題

- ひとり役活動については、居宅活動、介護施設以外の分野等、多様な活動機会の確保が必要である。
 また、未活動者が一定数存在するため、登録者との活動のマッチングが必要である。
- 「つながるマルシェ」については、参加事業所が固定されている。

R 7年度の新たな取組等

- ボランティア活動センター前に、ワーカー募集掲示ボードを設置したことで、ワーカー登録につながった。
- 登録施設の増加に向け、こども園等の園長会で周知した。
- 登録施設見学会を実施したことで、ワーカーが活動につながるとともに、登録施設側もワーカーとの意見交換を通じて、積極的なボランティアの受入れにもつながった。

R 8年度以降の方向性

- ひとり役活動は、市内各所でのリーフレットの配架など継続して地域での支え合いに関する情報発信するとともに、活動者の活動機会の確保に向けた取組を行う。また、ワーカーだけの交流会を開催するとともに、登録施設にはヒアリングを実施する。
- 福祉学習等と連携して、多くの市民にボランティア活動に取り組んでもらえるよう努める。
- 市内コープの店舗との協働による「つながるマルシェ」を通じて障がい理解の啓発に取り組んでいく。

第4次地域福祉計画 取組概要

施策14 身近な地域での福祉活動の推進

推進方針 ①福祉の担い手である民生委員・児童委員、福祉推進委員による見守り活動などを支援していきます。

②福祉の担い手と自治会、老人会など、また市民活動の活動者、ボランティア等の様々な人が出会う場において、福祉課題に気づき、共有するための協議を行います。

③福祉のまちづくりを進めていくため、住民の興味・関心のあるテーマを中心とした話し合いから、具体的な取組を地域で展開します。

取組概要

- ・民生児童委員協議会において、経験年数に応じた研修を行うとともに、民生委員・児童委員と関係機関が集う「福祉を高める運動研究会」において、ケースの共有と支援の検討を行うとともに、連携の強化に努めている。
- ・アクションプログラム推進協議会において、自治会や団体による地域でのスマホカフェの実施を支援している。
- ・民生委員、福祉推進委員で構成する地区福祉委員会において、地域ごとに高齢者のつどいや、訪問活動、生きがいデイサービス（委託事業）を中心としたプログラムや、日ごとの見守り活動を実施している。
- ・地域課題解決に向けて市民活動団体等が取り組む事業に対し、市民提案型事業補助金を交付し、まちづくり活動を支援している。
- ・地域支え合い推進員が、地域資源の把握や地域住民による生活支援の担い手の養成、新たな地域資源の発掘・開発等により、日常生活上の多様な支援体制を充実・強化し、地域共生社会を推進する。

課題	R7年度の新たな取組等	R8年度以降の方向性
・地域支え合い推進員と地域住民による地域活動や、地区福祉委員会等と協働した協議体のあり方と運営の見直しが必要である。 ・地区福祉委員会の課題共有や見守り活動、運営の強化に向けた支援の充実が必要である。 ・地域で活動をする人自らが地域課題に気づき、それを新たな地域（福祉）活動に結びつけて行くための支援が必要である。	・民生委員・児童委員の改選に合わせて、トークセッション「つながりの未来図」を開催するとともに、広報活動を行った。 ・社会福祉協議会において、福祉推進委員の改選に合わせて、スカウト動画を作成した。 ・地区福祉委員会を中心に、地区ごとの計画「ふんわりビジョン」を作成した。	・民生児童委員協議会における経験に応じた研修の実施などの支援を行う。 ・地区福祉委員会での話し合いの充実等活動の活性化に努める。 ・高齢者訪問事業助成金の対象を障がいのある人等、高齢者以外にも広げる。

第4次地域福祉計画 取組概要

施策15 社会福祉協議会による活動支援機能の強化

- 推進方針 ①地域で活動する人との関係づくりから、活動支援につながるような体制づくりを行います。
- ②活動支援に必要な専門知識を持つ人材を配置し、地域づくりの実践を積み上げていきます。
- ③社会福祉協議会が関わる地域活動が福祉の領域からまちづくりの領域まで展開するよう、より多様な活動者が参画するプラットフォームへと充実させていきます。

取組概要

- ・社会福祉協議会地区担当ワーカーと地域支え合い推進員の協働体制づくり（あしもり会等）を進めながら、住民主体の地域活動を支援していく。
- ・社会福祉協議会内の個別相談支援部門と地域福祉部門の実践交流を意図した研修会や会議を継続的に実施している。
- ・フードドライブを活用して、地域の子ども食堂やつどい場の活動支援を行っている。
- ・地域から寄せられる困りごとや相談に対し、関係する専門職と一緒に支援している。

フードドライブ



つどいの場の立ち上げ支援



課題	R 7年度の新たな取組等	R 8年度以降の方向性
・住民活動に対する専門機関の理解（公的制度・サービスを補うことが目的ではないことの理解）をさらに進める必要がある。	・地域福祉計画、地域福祉推進計画を策定する準備段階として、それぞれの担当者が協働して研修や会議に取り組んだ。 ・重層的支援体制整備事業を進める中で、進捗評価を行い、地域福祉計画全体の進捗管理を行った。	・地域福祉計画、地域福祉推進計画の策定を通じた各種取組の推進 ・重層的支援体制整備事業のさらなる理解促進に向けた継続的な研修機会の確保 ・社協内の研修の継続・重層的支援体制整備事業のさらなる理解促進に向けた継続的な研修機会を確保する。 ・社会福祉協議会内の研修を継続して実施する。

第4次地域福祉計画 取組概要

施策16 地域福祉とまちづくりのネットワークづくり

推進方針 ①地域福祉活動と自治会活動等との連携を図り、協働を推進します。

②分野を問わず様々な活動をする人（団体・企業含む）との緩いつながりを少しずつ蓄積します。

③福祉分野と市民活動分野とのつながりを強化します。

取組概要

自治会活動と地域福祉活動等の連携・協働

- ・社会福祉協議会において、地域での行事やプロジェクトへ参加している。
- ・自治会連合会が主催する地域の他団体との交流を目的とした研修会の開催を支援している。
- ・多機関協働推進委員会に、まちづくり分野として市民活動センターが参画し、多機関協働等に取り組んでいる。
- ・福祉のまちづくり委員会の委員として、地域活動者や高齢分野や障がい分野等の当事者、民生委員・児童委員、自治会、市民参画・協働推進課等が参加し、地域福祉の推進に向け協議している。



茶屋秋まつり

課題	R 7年度の新たな取組等	R 8年度以降の方向性
・地域福祉活動と自治会等を中心としたまちづくり活動との連携を図り、協働を推進していくことが必要である。 ・自治会などの地縁型活動とこども食堂などのテーマ型活動のネットワークや、地域住民と専門職が協議・協働し、地域課題解決のために取り組めるような、地域活動のネットワークづくりが必要である。	・福祉のまちづくり委員会において地域でのつながりづくり等の意見交換を継続して実施するとともに、各委員会間の進捗状況を共有することで委員会間の連携も図りながら、多機関協働、参加支援、地域づくり支援の取組を進めている。 ・地域活動のネットワークづくりに向けて、社会福祉協議会を中心に、中学校区を対象としたプラットフォーム「縁ノ場」を開催し、専門職と地域活動者の交流や情報交換等を行った。	・継続的に地域内の各団体間の交流促進を図る。 ・福祉のまちづくり委員会では、地域づくり支援と参加支援に関する取組について、多機関協働推進委員会では、多機関連携のもと、相談支援、参加支援に関する取組について意見交換等を行っていく。 ・地域住民と専門職の協働に向け、地域課題解決に取り組めるよう、地域活動のネットワークについて検討していく。 ・関係機関・事業所や住民に対し、「縁ノ場」への参加呼びかけを行う。

第4次地域福祉計画 取組概要

施策17 「こえる場！」による事業の展開と事務局機能の強化

- 推進方針 ①継続的な交流の機会の設置や定期的な情報発信・集約に取り組み、多様な企業・団体等の参加を増やします。
- ②地域の困りごとと「こえる場！」への参画企業・団体等をつなぐ仕組みをつくりまします。
- ③「こえる場！」の位置付けを明確にし、事務局運営の体制整備を検討します。

取組概要

- ・より暮らしやすいまちの実現を目指して、地域活動を行っている企業・団体等とつながり、地域の可能性の発見や課題解決に向け、それぞれの持つ強みや資源を活かす取組を検討する。



課題

- ・官民協働だけではなく、民民協働にもつながるよう進めていく必要がある。
- ・当初に比べ事務局体制が縮小されていることから、運営体制などを検討する必要がある。

R7年度の新たな取組等

- ・協働イベントを企画し、各企業団体等が提供できるコンテンツなどの提案を依頼。提案いただいた企業・団体等での打ち合わせを経て、市民向けイベント「えがおつながるワクワク体験！」を開催（参加延人数約900人）。

R8年度以降の方向性

- ・継続的に「こえる場！」の取組等について参画企業・団体等に情報発信していくとともに、イベント実施などを通して、参画企業・団体と連携し、関係性を継続していくことで、地域の可能性の発見や課題解決に向け、それぞれの持つ強みや資源を活かす取組を検討していく。

第4次地域福祉計画 取組概要

施策18 防災・防犯に取り組む安全・安心なまちづくりの推進

- 推進方針 ①災害時支援を通じた、安全・安心なまちづくりの取組を推進します。
- ②新たな生活スタイルに応じた様々な交流の実践やICT活用促進に取り組めます。
- ③防犯・交通安全・更生保護等に関する啓発や継続的な情報提供を通じた地域づくりを進めます。
- ④安全を高める施設や設備の整備を進めます。

取組概要

- ・民生委員・児童委員等と連携し、緊急・災害時要援護者の平常時からの地域における支援体制を構築している。
- ・自治会、民生委員・児童委員等に要配慮者名簿を提供し、要配慮者が有事に助けをもらいやすいように地域における顔の見える関係づくりを推進し、地区福祉委員会においては、福祉マップを作成している。
- ・災害時に地域での主体的な活動ができるよう、まち歩き、ワークショップ、防災マップ作り等により地区防災計画の策定を推進している。
- ・芦屋警察署や芦屋交通安全協会と協働し、四季の交通安全運動等において、街頭啓発を行っている。また、こども園、保育所、幼稚園、小中学校、特別支援学校の子どもたちや高齢者などに対し、交通安全教室を実施している。
- ・保護司会、更生保護女性会を中心に関係機関が連携し、“社会を明るくする運動”を推進している。
- ・まちづくり防犯グループに対する育成事業補助金により活動の支援に努めている。(R5:19団体、R6:17団体、R7:24団体)
- ・青少年育成愛護委員会、小学校PTA等の意見を集約し、芦屋警察署や関係各課が連携して通学路合同点検を実施している。

課題	R7年度の新たな取組等	R8年度以降の方向性
・地域における実効性のある要配慮者支援を推進するため、支援者と要配慮者に継続的に啓発していく必要がある。 ・まちづくり防犯グループの高齢化など、若い世代への防犯・防災の活動の継承が課題である。	・各小学校区内の関係者が顔の見える関係を構築するために、防災総合訓練を市内全8か所の拠点避難所(小学校)を会場に、自主防災会・コミスクなど地域の防災組織が主体となる新たな形式で実施した。 ・社会福祉協議会において、自主防災会からの依頼で、障がい者理解のワークショップを開催したほか、宮川小学校での総合防災訓練に車いす体験コーナーとして参加した。	・個別避難計画の作成や更新に向けて、関係課・関係機関による協議・検討を進める。

第4次地域福祉計画 取組概要

施策19 まちづくりのための福祉人材研修・研究活動の推進

- 推進方針 ①若い世代を中心に幅広い世代が地域と関わり、ともに学ぶ取組を進めます。
- ②芦屋のまちづくりに多様に関わる人たちが、自由に協議し、企画・提案等ができる場や役割を確保します。
- ③市職員が市民や企業等と協働できるような人材育成の機会を確保します。

取組概要

- ・スマホカフェなど、生徒や学生及び活動を希望する人が地域活動に参加する場づくりに取り組む。
- ・市民参画・協働アドバイザーより、市民参画・協働やまちづくりに関わる人材の発掘や育成に関する助言を受けながら、各種取組を進める。
- ・地域福祉人材育成のため、社会福祉協議会において地区福祉委員会活動の充実に取り組んでいる。

課題	R 7年度の新たな取組等	R 8年度以降の方向性
・各課取組の中で、地域で活動する人材との共同や発掘を行うことを全庁的に広めていく必要がある。 ・地域の現状に沿った、福祉活動に取り組む必要があり、自治会などの他の地域活動団体との連携が不可欠である。 ・地域福祉人材と高齢化による担い手の不足のため新たな人材の確保が必要である。	・総合計画後期基本計画が策定されたことを受け、また、次期地域福祉計画の策定及び民生委員・児童委員の一斉改選も見据えて、トークセッション「つながりの未来図」を開催し、地域活動や団体間の連携に向けた意識の醸成を図った。 ・市職員向けの研修として「協働を加速するコミュニケーション研修」を実施し、人材育成に努めた。 ・社会福祉協議会において、福祉推進委員の改選に合わせてスカウト動画を作成した。	・協働をテーマにした職員の人材育成を進める。 ・地区福祉委員会の活動を気軽に体験できるような取り組みを考える。

第4次地域福祉計画 取組概要

施策20 人口減少や社会変化の対応に向けた共生のまちづくり

- 推進方針 ①多様な人が関わり、情報発信力を高める取組やICT活用促進の取組を進めます。
- ②バリアのない誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます。
- ③地元に愛着を持つことのできる取組を進めます。
- ④多様な手法を柔軟に取り入れ、持続可能な地域福祉活動を検討します。

取組概要

- ・地域福祉アクションプログラム推進協議会において、各地域でのスマホカフェや芦屋市の写真をスマートフォンで撮影するイベントを通し、ICTの活用推進を行っている。
- ・市内に事業所をおく民間事業者が、障がいのある人に必要な合理的配慮の提供を行った場合、その費用の一部を助成する「合理的配慮提供支援助成事業」を実施している。
- ・合理的配慮の観点で、障がいのある人にもやさしい店舗等を登録していただく「芦屋市みんなにやさしいお店登録事業」を実施している。
- ・地域課題解決に向けて市民活動団体等が取り組む事業に対し、市民提案型事業補助金を交付し、まちづくり活動を支援している。
- ・地域共生のまちづくりを推進するため、包括的支援体制の構築や重層的支援体制整備事業の取組を推進している。

課題	R7年度の新たな取組等	R8年度以降の方向性
・民間事業者への合理的配慮の提供の周知が足りておらず、事業者の理解が得られていない。 ・市民提案型事業補助金について、新しい活動の掘り起こしにつながりにくい。	・あしや市民活動センターにおいて、市民活動者の発掘・支援を目的とした「あしやまち活はじめるカフェ」を開催した。まちで暮らす中で感じる「気になること」や「こうなったらいいのに」という思いを、安心して話し合える地域の対話の場として実施し、市民提案型事業補助金への申請につながった参加者も見られ、市民活動の裾野拡大に寄与した。	・民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されたことを周知していく。 ・芦屋市みんなにやさしいお店登録事業を実施し、事業者への障がい理解及び障がいのある人の社会参加を支援する。 ・「あしやまち活はじめるカフェ」を開催しつつ、市民提案型事業補助金の内容に修正を加え、継続的に活動を支援できる仕組みとする。 ・重層的支援体制整備事業実施計画に基づき、関係機関とも連携しながら社会参加支援や地域づくりの取組を検討する。